

# さいたま市契約公報

第8号

令和元年5月7日発行

発行所

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

さいたま市役所

(財政局契約管理部契約課)

## 目次

### 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（2件）

○さいたま市基幹系端末賃貸借	2
○水槽付消防ポンプ自動車の購入	6
後方支援車の購入	6
消防団消防ポンプ自動車の購入	6
消防ポンプ自動車の購入	6
指揮支援車の購入	6

### 特定調達契約の落札者等の公示

・小型乗用ハイブリッド自動車賃貸借（平成31年度導入）	10
・さいたま市生活保護システム機器等賃貸借	10
・さいたま市高齢者福祉システムソフトウェア賃貸借	11
・さいたま市立病院で使用する電気	11
・さいたま市立病院で使用するガス	11
・さいたま市立病院清掃業務	11
・天井懸垂機器の購入	11
薬剤機器の購入	11
採血管準備システムの購入	11
患者監視モニタリングシステムの購入	11
術野画像システムの購入	11
病棟ベッドの購入	11
・さいたま市立病院医療総合情報システム用クライアント機器賃貸借	11
・さいたま市立病院循環器画像・動画システム賃貸借	12
・さいたま市西部環境センター灰溶融施設運転管理業務	12
・さいたま市クリーンセンター大崎焼却施設運転管理業務	12
・さいたま市食肉中央卸売市場で使用する電気	12
・教育用コンピュータシステム等賃貸借（美園北小・美園南中）	12
・教職員用情報システム賃貸借（31年）	12

### 一般競争入札の告示（12件）

○さいたま市インターネット市民意識調査業務	12
○さいたま市指定管理者申請団体財務診断業務（単価契約）	16
○さいたま市地域ICT人材活動支援業務	19
○防火服一式の購入	22
○予防調査車の購入	25

人員輸送車の購入	2 5
指導車の購入	2 5
指揮車の購入	2 5
○ガス回転釜の購入	2 8
食器消毒保管庫の購入	2 8
食器食缶洗浄機の購入	2 8
真空冷却機の購入	2 8
○さいたま市プレミアム付商品券システム機器等賃貸借	3 1
○さいたま市プレミアム付商品券システム用端末等賃貸借	3 4
○さいたま市プレミアム付商品券申請書精査等派遣	3 7
○さいたま市学習状況調査業務	3 9
○与野郷土資料館展示等製作業務	4 2
○さいたま市期日前・不在者投票及び在外選挙管理システム 関連機器賃貸借	4 6
<b>公募型プロポーザル方式の手続の開始（5件）</b>	
○さいたま市子ども事務包括業務	4 9
○さいたま市立大宮東中学校外12校 照明LED化・空調機設置ESCO事業	5 1
○さいたま市立岸中学校外10校 照明LED化・空調機設置ESCO事業	5 5
○さいたま市立常盤中学校外13校 照明LED化・空調機設置ESCO事業	5 9
○さいたま市立宮原中学校外19校 照明LED化・空調機設置ESCO事業	6 3
〔水道局〕	
<b>特定調達契約に係る一般競争入札の公告（2件）</b>	
○水道メーターの購入（その1）	6 6
水道メーターの購入（その2）	6 6
水道メーターの購入（その3）	6 6
水道メーターの購入（その4）	6 6
○逆流防止弁付水道メーターパッキンの購入	7 1

○特定調達契約に係る一般競争入札の公告

**さいたま市公告（調達）第46号**

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和元年5月7日

さいたま市長 清水 勇 人

## 1 競争入札に付する事項

### (1) 件名

さいたま市基幹系端末賃貸借

### (2) 借入場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

### (3) 数量・特質等

入札説明書のとおり

### (4) 借入期間

令和2年3月1日から令和7年2月28日まで

## 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 平成31年度さいたま市の特定調達契約に係る物品納入等の競争入札の参加資格に関する審査を受け、種目「レンタル・リース」内の営業種目「OA機器リース等」の資格を有すると認められた者であること。なお、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に同営業種目で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該営業種目について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和元年5月21日（火）までに資格審査の申請を行うこと。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

## 3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

### (1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市都市戦略本部情報政策部  
担当 情報システム担当   電話 048（829）1102

### (2) 交付期間

公告の日から令和元年5月24日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）

### (3) 交付費用

無償

(4) 入札説明書等の返却

交付した入札説明書等は、入札書提出時に返却すること。また、入札辞退をする場合は、入札辞退届の提出と併せて返却すること。なお、入札参加申込み以前に入札しないことが決まった場合は、競争入札参加申込兼資格確認申請書提出期限までに速やかに返却すること。

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

全て郵送とする。

(2) 交付日

令和元年6月3日（月）までに交付するものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和元年6月17日（月）必着 書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部情報政策部情報システム担当

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和元年6月19日（水）午前11時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市役所西会議棟 2階第3会議室

(4) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和元年6月19日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成15年さいたま市制定）第15条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部

電話 048(829)1064 FAX 048(829)1997

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市都市戦略本部情報政策部

電話 048(829)1102 FAX 048(829)1969

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所

ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4    さいたま市財政局契約管理部契約課  
電話 048(829)1179    FAX 048(829)1986

ウ 受付時間

休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 契約条項等は、さいたま市都市戦略本部情報政策部及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

## 9 Summary

(1) Lease contract for tender:

Computers for the backbone systems of Saitama City

(2) Date and time of tender:

June 19, 2019, 11:00 a.m.

(3) Contact point for the notice:

Department of Information Policy, City Strategy Headquarters, Saitama City  
6-4-4 Tokiwa, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330-9588, Japan  
Tel: 048-829-1102

## さいたま市公告（調達）第47号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和元年5月7日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

(1) 件名及び数量

ア 水槽付消防ポンプ自動車 1台

イ 後方支援車 1台

ウ 消防団消防ポンプ自動車 4台

エ 消防ポンプ自動車 1台

オ 指揮支援車 1台

(2) 納入場所

さいたま市浦和区常盤 6-1-28    さいたま市消防局

(3) 特質等

入札説明書のとおり

(4) 納入期限

ア 1(1)ア及びエの物品 令和2年3月19日

イ 1(1)イ及びオの物品 令和2年3月16日

ウ 1(1)ウの物品 令和2年2月14日

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 平成31年度さいたま市の特定調達契約に係る物品納入等の競争入札の参加資格に関する審査

を受け、種目「輸送機器」内の営業種目「特殊車」の資格を有すると認められた者であること。  
なお、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に同営業種目で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該営業種目について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和元年5月21日（火）までに資格審査の申請を行うこと。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課  
担当 物品契約係 電話 048(829)1181

(2) 交付期間

公告の日から令和元年5月28日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

### 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、競争入札に付する購入物品ごとに入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

## 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札に付する購入物品ごとに競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

### (1) 交付場所

3(1)に同じ

### (2) 交付日時

令和元年6月10日(月)及び令和元年6月11日(火)午前9時から午後4時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

### (3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において競争入札に付する購入物品ごとの返信用封筒に92円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

## 6 入札手続等

### (1) 入札方法

競争入札に付する購入物品ごとに総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

#### ア 受領期限

令和元年6月17日(月)書留郵便(簡易書留郵便を含む。)により提出すること。

#### イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

### (3) 入札の日時及び場所

#### ア 日時

(ア) 1(1)アの物品 令和元年6月19日(水)午後3時00分

(イ) 1(1)イの物品 令和元年6月19日(水)午後3時15分

(ウ) 1(1)ウの物品 令和元年6月19日(水)午後3時30分

(エ) 1(1)エの物品 令和元年6月19日(水)午後3時45分

(オ) 1(1)オの物品 令和元年6月19日(水)午後4時00分

#### イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

### (4) 入札保証金

競争入札に付する購入物品ごとに見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

### (5) 開札の日時及び場所



ア 日時

令和元年6月19日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成15年さいたま市制定）第15条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市財政局契約管理部調達課  
電話 048（829）1181   FAX 048（829）1986

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-1-28   さいたま市消防局警防部警防課  
電話 048（833）7394   FAX 048（833）7201

7 契約手続等

(1) 契約保証金

落札者となった購入物品ごとに契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

ア 1(1)ア、ウ、エ及びオの物品 否

イ 1(1)イの物品 要

8 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所

ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市財政局契約管理部契約課  
電話 048（829）1179   FAX 048（829）1986

ウ 受付時間

休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

## 9 Summary

(1) Contract for tender:

- ① Pumper Fire Truck with Water Tank, 1 Unit
- ② Operational Support Vehicle, 1 Unit
- ③ Pumper Fire Truck, 4 Units
- ④ Pumper Fire Truck, 1 Unit
- ⑤ Command Support Vehicle, 1 Unit

(2) Date and time of tender:

- ① June 19, 2019, 3:00 p.m.
- ② June 19, 2019, 3:15 p.m.
- ③ June 19, 2019, 3:30 p.m.
- ④ June 19, 2019, 3:45 p.m.
- ⑤ June 19, 2019, 4:00 p.m.

(3) Contact point for the notice:

Procurement Division, Contract Management Department, Finance Bureau, Saitama City  
6-4-4, Tokiwa, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330-9588, Japan  
Tel: 048-829-1181

○特定調達契約の落札者等の公示

### さいたま市公示第9号

次のとおり落札者等について公示します。

令和元年5月7日

さいたま市長 清水 勇 人

「掲載事項」

①案件番号 ②物品等又は特定役務の名称及び数量 ③契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ④落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ⑤落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所（法人の場合はその名称及び所在地） ⑥落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑦契約の相手方を決定した手続 ⑧公告又は公示をした日 ⑨随意契約によることとした理由

①9-1 ②小型乗用ハイブリッド自動車賃貸借（平成31年度導入） 48台 ③さいたま市財政局財政部庁舎管理課 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④平成31年3月15日 ⑤株式会社トヨタレンタリース埼玉本店 支配人 関根正也 さいたま市大宮区吉敷町1-15-1 ⑥23,328円（1台あたりの月額） ⑦一般競争入札 ⑧平成31年1月31日さいたま市公告（調達）第22号

①9-2 ②さいたま市生活保護システム機器等賃貸借 一式 ③さいたま市保健福祉局福祉部生活福祉課 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④平成31年3月1日 ⑤IBJL東芝リース株式会社

代表取締役 吉田亨 東京都港区虎ノ門1-2-6 ⑥3,658,716円(月額) ⑦一般競争入札 ⑧平成31年1月15日さいたま市公告(調達)第1号

①9-3 ②さいたま市高齢者福祉システムソフトウェア賃貸借 一式 ③さいたま市保健福祉局長寿応援部高齢福祉課 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④平成31年2月28日 ⑤株式会社アイネス首都圏営業部 部長 星川博敬 東京都千代田区三番町26 ⑥835,659円(月額) ⑦一般競争入札 ⑧平成31年1月15日さいたま市公告(調達)第2号

①9-4 ②さいたま市立病院で使用する電気 9,919,000キロワット時 ③さいたま市保健福祉局市立病院経営部庶務課 さいたま市緑区大字三室2460 ④平成31年3月7日 ⑤株式会社ホープ 代表取締役 時津孝康 福岡県福岡市中央区薬院1-14-5 MG薬院ビル ⑥166,113,010円 ⑦一般競争入札 ⑧平成31年1月21日さいたま市公告(調達)第12号

①9-5 ②さいたま市立病院で使用するガス 987,000m<sup>3</sup> ③さいたま市保健福祉局市立病院経営部庶務課 さいたま市緑区大字三室2460 ④平成31年3月7日 ⑤東京瓦斯株式会社エネルギーソリューション本部 エネルギーソリューション本部長 穴水孝 東京都港区海岸1-5-20 ⑥62,501,775円 ⑦一般競争入札 ⑧平成31年1月21日さいたま市公告(調達)第13号

①9-6 ②さいたま市立病院清掃業務 一式 ③さいたま市保健福祉局市立病院経営部庶務課 さいたま市緑区大字三室2460 ④平成31年3月7日 ⑤アイル・コーポレーション株式会社 代表取締役 田口幸隆 さいたま市浦和区常盤5-2-18 ⑥104,976,000円 ⑦一般競争入札 ⑧平成31年1月21日さいたま市公告(調達)第14号

①9-7 ②(1)天井懸垂機器 一式 (2)薬剤機器 一式 (3)採血管準備システム 一式 (4)患者監視モニタリングシステム 一式 (5)術野画像システム 一式 (6)病棟ベッド 一式 ③さいたま市保健福祉局市立病院経営部財務課 さいたま市緑区大字三室2460 ④平成31年3月18日 ⑤(1)、(2)、(4)及び(5)株式会社イノメディックス 代表取締役 二之宮義泰 東京都文京区小石川4-17-15 (3)株式会社スズケン大宮支店 支店長 吉田近正 さいたま市北区吉野町2-204-1 (6)株式会社ムトウ埼玉支店 支店長 笹渕茂 さいたま市見沼区御蔵809-20 ⑥(1)312,120,000円 (2)129,060,000円 (3)79,920,000円 (4)507,600,000円 (5)174,420,000円 (6)378,000,000円 ⑦一般競争入札 ⑧平成31年1月31日さいたま市公告(調達)第27号

①9-8 ②さいたま市立病院医療総合情報システム用クライアント機器賃貸借 一式 ③さいたま市保健福祉局市立病院経営部医事課 さいたま市緑区大字三室2460 ④平成31年3月1日 ⑤富士通リース株式会社関東支店 支店長 坂口雄二 さいたま市大宮区桜木町1-11-20 ⑥8,812,800円(月額) ⑦一般競争入札 ⑧平成31年1月15日さいたま市公告(調達)第3号

① 9-9 ②さいたま市立病院循環器画像・動画システム賃貸借 一式 ③さいたま市保健福祉局市立病院経営部医事課 さいたま市緑区大字三室2460 ④平成31年3月4日 ⑤富士通リース株式会社関東支店 支店長 坂口雄二 さいたま市大宮区桜木町1-11-20 ⑥528,120円(月額) ⑦随意契約 ⑧平成31年1月4日さいたま市公告(調達)第73号 ⑨政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定第13条第1項(a)(ii)号該当

① 9-10 ②さいたま市西部環境センター灰溶融施設運転管理業務 ③さいたま市環境局施設部西部環境センター さいたま市西区大字宝来52-1 ④平成31年3月19日 ⑤大同環境エンジニアリング株式会社 代表取締役 阿久津幸一 東京都北区赤羽2-16-4 セキネビル ⑥145,842,000円 ⑦随意契約 ⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号該当

① 9-11 ②さいたま市クリーンセンター大崎焼却施設運転管理業務 一式 ③さいたま市環境局施設部クリーンセンター大崎 さいたま市緑区大字大崎317 ④平成31年3月19日 ⑤川重環境エンジニアリング株式会社 代表取締役 米田章寛 東京都江東区木場2-17-12 SAビル5階 ⑥189,790,800円 ⑦随意契約 ⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号該当

① 9-12 ②さいたま市食肉中央卸売市場で使用する電気 3,330,000キロワット時 ③さいたま市経済局農業政策部食肉中央卸売市場 さいたま市大宮区吉敷町2-23 ④平成31年3月7日 ⑤東京電力エナジーパートナー株式会社 代表取締役 川崎敏寛 東京都千代田区内幸町1-1-3 ⑥58,010,048円 ⑦一般競争入札 ⑧平成31年1月21日さいたま市公告(調達)第18号

① 9-13 ②教育用コンピュータシステム等賃貸借(美園北小・美園南中) 一式 ③さいたま市教育委員会事務局学校教育部教育研究所 さいたま市浦和区岸町6-13-15 ④平成31年3月7日 ⑤日本教育情報機器株式会社 代表取締役 山岸勇一郎 東京都千代田区有楽町1-7-1 ⑥756,864円(月額) ⑦一般競争入札 ⑧平成31年1月21日さいたま市公告(調達)第20号

① 9-14 ②教職員用情報システム賃貸借(31年) 一式 ③さいたま市教育委員会事務局学校教育部教育研究所 さいたま市浦和区岸町6-13-15 ④平成31年3月7日 ⑤日本教育情報機器株式会社 代表取締役 山岸勇一郎 東京都千代田区有楽町1-7-1 ⑥775,224円(月額) ⑦一般競争入札 ⑧平成31年1月21日さいたま市公告(調達)第21号

○一般競争入札の告示

### さいたま市告示第733号

さいたま市インターネット市民意識調査業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方

自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成31年4月25日

さいたま市長 清水 勇 人

## 1 競争入札に付する事項

### (1) 件名

さいたま市インターネット市民意識調査業務

### (2) 履行場所

さいたま市市長公室広聴課外

### (3) 業務概要

仕様書のとおり

### (4) 履行期間

契約締結の日から平成32年3月30日まで

## 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「検査・測定・調査」の受注希望業務「市場調査」又は「世論調査」で掲載されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 過去2年の間に、国又は地方公共団体と同種の調査業務の契約を締結し、誠実に履行した実績を2件以上有し、かつ、国、地方公共団体又は民間企業とWeb法のアンケート調査業務の契約を締結し、誠実に履行した実績を有する者であること。

## 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2(1)、(2)及び(3)の要件を満たす者に対して、入札説明書を交付するものとする。

### (1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室広聴課

担当 企画係 電話 048(829)1931

### (2) 交付期間

告示の日から平成31年5月17日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年

さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

(4) 交付方法

CD-ROM

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

平成31年5月23日（木）午前9時から午後4時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に82円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する

金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

平成31年5月30日(木) 午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟2階第1会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成31年5月30日(木) 入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室秘書課

電話 048(829)1014 FAX 048(825)0665

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室広聴課

電話 048(829)1931 FAX 048(825)0665

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市市長公室広聴課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

## さいたま市告示第729号

さいたま市指定管理者申請団体財務診断業務（単価契約）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成31年4月25日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 件名

さいたま市指定管理者申請団体財務診断業務（単価契約）

#### (2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

#### (3) 業務概要

仕様書のとおり

#### (4) 履行期間

契約締結の日から平成31年9月30日まで

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「その他」の受注希望業務「不動産鑑定」又は「その他」で登載され、かつ、名簿に登載された主たる営業所又は代理人を置く営業所の所在地が本市内の者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

### 3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たしている者に対し、入札説明書及び仕様書等（以下「入札説明書等」という。）を交付するものとする。

#### (1) 交付場所



さいたま市浦和区常盤 6-4-4    さいたま市都市戦略本部行財政改革推進部  
担当 行政改革・公民連携推進担当    電話 048(829)1106

(2) 交付期間

告示の日から平成31年5月23日(木)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

(4) 交付方法

CD-ROM

(5) 入札説明書等に関する質問及び回答

入札説明書等の内容に関する質問がある場合は、次のとおり受け付けるものとする。

ア 質問方法

電子メールによる。

電子メールアドレス [kaikaku@city.saitama.lg.jp](mailto:kaikaku@city.saitama.lg.jp)

イ 受付期間

告示の日から平成31年5月16日(木)まで

ウ 回答方法

電子メールで入札参加者全員に回答する。なお、再質問については実施しない。

エ 回答日

平成31年5月20日(月)までに随時回答する。

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

平成31年5月28日(火) 午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に82円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、入札に参加できないものとする。

- (1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

単価で行う。入札金額は、当該業務に係る経費の全てを含めて見積もること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

平成31年6月3日（月）午後3時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第6会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額（単価）に予定数量を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成31年6月3日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、入札価格が同値の場合は、当該者のくじ引きによって落札者を定める。この場合において、入札参加者は、くじを引くことを辞退することができない。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する部

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部  
電話 048(829)1035 FAX 048(829)1997

(8) 業務を担当する部

さいたま市浦和区常盤 6-4-4    さいたま市都市戦略本部行財政改革推進部  
電話 048 (829) 1106    FAX 048 (829) 1985

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（単価）に予定数量を乗じた額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 30 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 契約条項等は、さいたま市都市戦略本部行財政改革推進部及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

### さいたま市告示第 730 号

さいたま市地域 ICT 人材活動支援業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

平成 31 年 4 月 25 日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市地域 ICT 人材活動支援業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4    さいたま市都市戦略本部情報政策部外

(3) 業務概要

調達仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から平成 32 年 3 月 16 日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、平成 31・32 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に業務「電算」の受注希望業務「その他の電算」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受

けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 過去2年の間、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と、ICTに関する人材育成に類する業務契約又はボランティアの育成及び活用に類する業務契約を2回以上締結し、完遂している者であること。

### 3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部情報政策部  
担当 ICT政策担当 電話 048（829）1048

#### (2) 交付期間

本告示日から平成31年5月21日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで。ただし、交付最終日は午前9時から正午までとする。）

#### (3) 交付費用

無償

#### (4) 交付方法

CD-ROM

### 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

#### (1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 2(4)の経験を証する書類

#### (2) 受付期間

本告示日から平成31年5月21日（火）まで（休日を除く午前9時から午後4時まで）

#### (3) 受付場所

3(1)に同じ

#### (4) 提出方法

持参又は郵送

#### (5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

ア 受領期限

平成31年5月21日（火）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部情報政策部

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

平成31年5月24日（金）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に82円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、入札に参加できないものとする。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

平成31年6月4日（火）午前10時20分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟2階第3会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成31年6月4日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、入札価格が同値の場合は、当該者のくじ引きによって落札者を定める。この場合において、入札参加者は、くじを引くことを辞退することができない。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部  
電話 048(829)1064   FAX 048(829)1997

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市都市戦略本部情報政策部  
電話 048(829)1048   FAX 048(829)1985

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市都市戦略本部情報政策部及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

### さいたま市告示第723号

防火服一式の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成31年4月25日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

防火服一式

(2) 納入場所

さいたま市浦和区常盤6-1-28   さいたま市消防局総務部消防企画課外

(3) 数量

96式

(4) 特質等

入札説明書のとおり

(5) 納入期限

平成32年1月31日

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）の種目「消防・安全・災害対策用品」内の営業種目「消防用品」で登載され、かつ、市内に本店又は本市との契約権限を有する支店若しくは営業所を有している者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課  
担当 物品契約係 電話 048(829)1181

(2) 交付期間

告示の日から平成31年5月21日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

平成31年5月29日(水)及び平成31年5月30日(木)午前9時から午後4時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

平成31年6月10日(月)午後2時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成31年6月10日(月)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。



(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市財政局契約管理部調達課  
電話 048(829)1181   FAX 048(829)1986

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-1-28   さいたま市消防局総務部消防企画課  
電話 048(833)7938   FAX 048(833)7641

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

**さいたま市告示第724号**

予防調査車外3件の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成31年4月25日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名及び数量

- ア 予防調査車 1台
- イ 人員輸送車 1台
- ウ 指導車 2台
- エ 指揮車 1台

(2) 納入場所

さいたま市浦和区常盤6-1-28   さいたま市消防局

(3) 特質等

入札説明書のとおり

(4) 納入期限

- ア 1(1)アの物品 平成32年2月14日
- イ 1(1)イの物品 平成32年3月16日

ウ 1(1)ウの物品 平成32年2月28日

エ 1(1)エの物品 平成32年3月6日

## 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）の種目「輸送機器」内の営業種目「特殊車」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

## 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

担当 物品契約係 電話 048(829)1181

(2) 交付期間

告示の日から平成31年5月21日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

## 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、競争入札に付する購入物品ごとに入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札に付する購入物品ごとに競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

平成31年5月29日(水)及び平成31年5月30日(木)午前9時から午後4時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき

7 入札手続等

(1) 入札方法

競争入札に付する購入物品ごとに総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

(ア) 1(1)アの物品 平成31年6月10日(月)午後2時15分

(イ) 1(1)イの物品 平成31年6月10日(月)午後2時30分

(ウ) 1(1)ウの物品 平成31年6月10日(月)午後2時45分

(エ) 1(1)エの物品 平成31年6月10日(月)午後3時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(3) 入札保証金

競争入札に付する購入物品ごとに見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除する。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成31年6月10日(月)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市財政局契約管理部調達課  
電話 048(829)1181   FAX 048(829)1986

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-1-28   さいたま市消防局警防部警防課  
電話 048(833)7394   FAX 048(833)7201

8 契約手続等

(1) 契約保証金

落札者となった購入物品ごとに契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

**さいたま市告示第725号**

ガス回転釜外3件の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成31年4月25日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名及び数量

ア ガス回転釜 一式

イ 食器消毒保管庫 一式

ウ 食器食缶洗浄機 一式

エ 真空冷却機 一式

(2) 納入場所

ア 1(1)アの物品   さいたま市緑区三室1994   さいたま市立三室小学校外5校

イ 1(1)イの物品   さいたま市南区白幡1-1-20   さいたま市立南浦和小学校外4校

ウ 1(1)ウの物品   さいたま市浦和区本太2-12-31   さいたま市立仲本小学校外5校

エ 1(1)エの物品 さいたま市浦和区領家7-2-1 さいたま市立針ヶ谷小学校外5校

(3) 特質等

入札説明書のとおり

(4) 納入期限

平成31年12月27日

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）の種目「学校・保育用品」内の営業種目「学校用品」又は種目「一般機器」内の営業種目「住宅設備機器」で登載され、かつ、市内に本店又は本市との契約権限を有する支店若しくは営業所を有している者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

担当 物品契約係 電話 048(829)1181

(2) 交付期間

告示の日から平成31年5月20日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、競争入札に付する購入物品ごとに入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札に付する購入物品ごとに競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

平成31年5月28日(火)及び平成31年5月29日(水)午前9時から午後4時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

競争入札に付する購入物品ごとに総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

(ア) 1(1)アの物品 平成31年6月19日(水)午後2時00分

(イ) 1(1)イの物品 平成31年6月19日(水)午後2時15分

(ウ) 1(1)ウの物品 平成31年6月19日(水)午後2時30分

(エ) 1(1)エの物品 平成31年6月19日(水)午後2時45分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(3) 入札保証金

競争入札に付する購入物品ごとに見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除する。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成31年6月19日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

電話 048(829)1181 FAX 048(829)1986

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部健康教育課

電話 048(829)1680 FAX 048(829)1990

8 契約手続等

(1) 契約保証金

落札者となった購入物品ごとに契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

## さいたま市告示第720号

さいたま市プレミアム付商品券システム機器等賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成31年4月25日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市プレミアム付商品券システム機器等賃貸借

(2) 借入場所

さいたま市データセンター外

- (3) 数量・特質等  
仕様書のとおり
  - (4) 借入期間  
平成31年7月16日から平成32年3月31日まで
- 2 競争入札参加資格に関する事項
- 本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。
- (1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に営業種目「OA機器リース等」で登載されている者であること。
  - (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
    - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
    - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
  - (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- 3 入札説明書等の交付
- 本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。
- (1) 交付場所  
さいたま市浦和区仲町4-2-20 エコ計画浦和ビル3階 さいたま市経済局商工観光部商業振興課  
担当 プレミアム付商品券事業担当 電話 048（816）3792
  - (2) 交付期間  
告示の日から平成31年5月14日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）
  - (3) 交付費用  
無償
  - (4) 交付方法  
DVD-R等
- 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出
- 本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。
- (1) 提出書類
    - ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
    - イ 入札説明書に定める書類
  - (2) 受付期間



- 3(2)に同じ
- (3) 受付場所  
3(1)に同じ
- (4) 提出方法  
持参
- 5 競争入札参加資格確認審査結果通知書の交付  
確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
- (1) 交付方法  
全て郵送とする。
- (2) 交付日  
平成31年5月20日(月)までに交付するものとする。
- 6 入札手続等
- (1) 入札方法  
総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札の日時及び場所
- ア 日時  
平成31年5月27日(月)午後1時30分
- イ 場所  
さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟2階第2会議室
- (3) 入札保証金  
見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。
- (4) 開札の日時及び場所
- ア 日時  
平成31年5月27日(月)入札終了後、直ちに行う。
- イ 場所  
6(2)イに同じ
- (5) 落札者の決定方法  
さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (6) 入札の無効  
さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。
- (7) 入札事務を担当する課  
さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市経済局商工観光部経済政策課  
電話 048(829)1363 FAX 048(829)1944

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4    さいたま市経済局商工観光部商業振興課  
電話 048 (816) 3792    FAX 048 (829) 1966

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市経済局商工観光部商業振興課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

### さいたま市告示第721号

さいたま市プレミアム付商品券システム用端末等賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成31年4月25日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市プレミアム付商品券システム用端末等賃貸借

(2) 借入場所

さいたま市浦和区仲町4-2-20外

(3) 数量・特質等

仕様書のとおり

(4) 借入期間

平成31年7月16日から平成32年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に営業種目「OA機器リース等」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

### 3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

さいたま市浦和区仲町4-2-20 エコ計画浦和ビル3階 さいたま市経済局商工観光部商業振興課

担当 プレミアム付商品券事業担当 電話 048(816)3792

#### (2) 交付期間

告示の日から平成31年5月14日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

#### (3) 交付費用

無償

#### (4) 交付方法

DVD-R等

### 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

#### (1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

#### (2) 受付期間

3(2)に同じ

#### (3) 受付場所

3(1)に同じ

#### (4) 提出方法

持参

### 5 競争入札参加資格確認審査結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

#### (1) 交付方法

全て郵送とする。

#### (2) 交付日

平成31年5月20日（月）までに交付するものとする。

### 6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

平成31年5月27日（月）午後2時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟2階第2会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成31年5月27日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市経済局商工観光部経済政策課  
電話 048(829)1363 FAX 048(829)1944

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市経済局商工観光部商業振興課  
電話 048(816)3792 FAX 048(829)1966

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

- (1) 契約条項等は、さいたま市経済局商工観光部商業振興課及びホームページにおいて閲覧できる。  
<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>
- (2) 詳細は、入札説明書による。

## さいたま市告示第722号

さいたま市プレミアム付商品券申請書精査等派遣について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成31年4月25日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名  
さいたま市プレミアム付商品券申請書精査等派遣
- (2) 履行場所  
さいたま市浦和区仲町4-2-20外
- (3) 業務概要  
仕様書のとおり
- (4) 履行期間  
平成31年7月1日 から 平成32年2月28日

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「その他」の受注希望業務「人材派遣」で登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。  
ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者  
イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク（JISQ15001）付与認定又は情報セキュリティマネジメントシステム認定基準JISQ27001（ISO/IEC27001）の認定を受けている者であること。

### 3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対して、入札説明書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区仲町4-2-20 エコ計画浦和ビル3階 さいたま市経済局商工観光部商業振興課

担当 プレミアム付商品券事業担当 電話 048(816)3792

(2) 交付期間

告示の日から平成31年5月14日(火)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

(4) 交付方法

CD-ROM等

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

全て郵送とする。

(2) 交付日

平成31年5月23日(木)までに交付するものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価で行う。入札金額は、1人1時間当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

平成31年5月29日（水）午後1時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟2階第3会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額（単価）に予定数量を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成31年5月29日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市経済局商工観光部経済政策課

電話 048(829)1363 FAX 048(829)1944

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市経済局商工観光部商業振興課

電話 048(816)3792 FAX 048(829)1966

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（単価）に予定数量を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市経済局商工観光部商業振興課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第726号

さいたま市学習状況調査業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭

和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「施行令」という。) 第 1 6 7 条の 6 の規定に基づき公告する。

平成 3 1 年 4 月 2 5 日

さいたま市長 清 水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 件名

さいたま市学習状況調査業務

#### (2) 履行場所

委託者が指定する場所

#### (3) 業務概要

仕様書のとおり

#### (4) 履行期間

契約締結の日から平成 3 2 年 3 月 3 0 日まで

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、平成 3 1 ・ 3 2 年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「検査・測定・調査」の受注希望業務「その他の検査・測定・調査」、「電算」の受注希望業務「システム・プログラム開発」又は「その他」の受注希望業務「その他」で掲載されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者

イ 施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 1 9 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 1 3 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク（J I S Q 1 5 0 0 1）付与認定を受けている者であること。

- (5) 過去 5 年間に於いて、本市又は他の自治体の学習状況調査事業（採点、印刷、集計及び配送）について、契約金額 3, 0 0 0 万円以上の契約を締結し履行した実績を有する者であること。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

さいたま市浦和区岸町 6 - 1 3 - 1 5   さいたま市教育委員会事務局学校教育部教育研究所  
担当 調査研究係   電話 0 4 8 ( 8 6 6 ) 4 3 9 1

#### (2) 交付期間

告示の日から平成 3 1 年 5 月 2 4 日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成 1 3 年



さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

平成31年6月5日(水)午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に82円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

平成31年6月19日(水)午前11時15分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13

年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成31年6月19日(水)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区岸町6-13-15 さいたま市教育委員会事務局学校教育部教育研究所  
電話 048(866)4391 FAX 048(838)0888

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局学校教育部教育研究所及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

**さいたま市告示第731号**

与野郷土資料館展示等製作業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成31年4月25日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

与野郷土資料館展示等製作業務

(2) 履行場所

さいたま市中央区本町東3-5-23

- (3) 業務概要  
仕様書のとおり
- (4) 履行期間  
契約締結の日から平成32年3月15日まで
- 2 競争入札参加資格に関する事項  
本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。
- (1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「製作等」の受注希望業務「その他の製作等」で掲載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。  
ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者  
イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 平成26年度以降に、国若しくは地方公共団体が発注した歴史・人文に関する博物館又は資料館の展示製作業務において、常設展示面積が300㎡以上の展示製作業務を元請で完了した実績（単体での実績とし、共同企業体等での実績は認めない）を2件以上有する者であること。
- (5) 平成26年度以降に、国若しくは地方公共団体が発注した歴史・人文に関する博物館又は資料館の展示製作業務において、大型立体物又はジオラマの製作及びプロジェクションマッピング手法の導入実績を1件以上有する者であること。
- (6) 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の交付を受け、本業務委託を履行するために必要な展示等製作業務の十分な実務経験を有し、一般競争入札参加申込兼資格確認申請書提出日前3ヶ月以上継続して雇用している内装仕上工事業に係る監理技術者を配置できる者であること。
- (7) 博物館法（昭和26年法律第285号）第5条で定める博物館学芸員有資格者で、本業務を履行するために必要な展示製作業務等の実務経験を有し、一般競争入札参加申込兼資格確認申請書提出日前3ヶ月以上継続して雇用している者を配置できる者であること。
- 3 入札説明書等の交付  
本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。
- (1) 交付場所  
さいたま市大宮区高鼻町2-1-2 さいたま市教育委員会事務局生涯学習部博物館  
担当 磨田、横田 電話 048(644)2322
- (2) 交付期間  
告示の日から平成31年5月21日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時か

ら午後4時まで)

- (3) 交付費用  
無償

#### 4 入札説明書等に関する質問及び回答

入札説明書等に関する質問がある場合は、質問書に必要事項を記入のうえ、電子メールにより提出すること。電話、FAX及び口頭による質問は受け付けない。なお、質問書を電子メールで送信後、電話による受信確認を行うこと。

- (1) 受付期間

本告示日から平成31年5月13日（月）午後4時まで

- (2) 受付方法

ア 受付先

電子メールアドレス [saitama-museum@city.saitama.lg.jp](mailto:saitama-museum@city.saitama.lg.jp)

イ 確認先

電話 048（644）2322

- (3) 質問に対する回答

ア 回答方法

平成31年5月17日（金）までにホームページに掲載する。

イ 掲載先

<https://www.city.saitama.jp/004/005/004/005/008/011/p064799.html>

#### 5 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

- (1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

- (2) 受付期間

本告示日から平成31年5月22日（水）まで（休日を除く午前9時から午後4時まで）

- (3) 受付場所

3(1)に同じ

#### 6 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

- (1) 交付場所

3(1)に同じ

- (2) 交付日時

平成31年6月7日（金）午前9時から午後4時まで

- (3) その他

郵送希望者については、5の書類提出時において返信用封筒に92円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

## 7 入札手続等

### (1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (2) 入札の日時及び場所

#### ア 日時

平成31年6月26日（水）午前9時00分

#### イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

### (3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

### (4) 開札の日時及び場所

#### ア 日時

平成31年6月26日（水）入札終了後、直ちに行う。

#### イ 場所

7(2)イに同じ

### (5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

### (6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

### (7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習振興課  
電話 048(829)1705 FAX 048(829)1990

### (8) 業務を担当する課

さいたま市大宮区高鼻町2-1-2 さいたま市教育委員会事務局生涯学習部博物館  
電話 048(644)2322 FAX 048(644)2313

## 8 契約手続等

### (1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

### (2) 契約書作成の要否

要

### (3) 議決の要否

否

## 9 その他

- (1) 入札後、入札参加者は、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局生涯学習部博物館及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

- (3) 詳細は、入札説明書による。

## さいたま市告示第698号

さいたま市期日前・不在者投票及び在外選挙管理システム関連機器賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成31年4月23日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名  
さいたま市期日前・不在者投票及び在外選挙管理システム関連機器賃貸借
- (2) 借入場所  
さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市選挙管理委員会事務局選挙課外
- (3) 数量・特質等  
仕様書のとおり
- (4) 借入期間  
平成31年10月1日から平成36年9月30日まで

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に、営業種目「OA機器リース等」で登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
  - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 賃貸借された納入機器を設置及び設定し、常時正常な状態又は十分に機能が働く状態を維持し、万一問題が生じた場合には、遅滞なく対応ができる者であること。

- (5) 平成27年4月1日以降に、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と一契約で本案件と同種かつ同規模以上の契約を締結し、誠実に履行した者であること。
- 3 入札説明書の交付  
本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。
- (1) 交付場所  
さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市選挙管理委員会事務局選挙課  
担当 選挙係 電話 048（829）1773
- (2) 交付期間  
告示の日から平成31年5月14日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）
- (3) 交付費用  
無償
- 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出  
本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。
- (1) 提出書類  
ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書  
イ 入札説明書に定める書類
- (2) 受付期間  
3(2)に同じ
- (3) 受付場所  
3(1)に同じ
- (4) 提出方法  
持参
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付  
確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
- (1) 交付場所  
3(1)に同じ
- (2) 交付日時  
平成31年5月17日（金）午前9時から午後4時まで
- (3) その他  
郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に82円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。
- 6 競争入札参加資格の喪失  
本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができないものとする。
- (1) 本告示に定める参加資格を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

## 7 入札手続等

### (1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料（保守費用等、当該業務にかかる経費の全てを含む。）1月当たりの金額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (2) 入札の日時及び場所

#### ア 日時

平成31年5月22日（水）午前10時00分

#### イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市選挙管理委員会事務局選挙課会議室

### (3) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

### (4) 開札の日時及び場所

#### ア 日時

平成31年5月22日（水）入札終了後、直ちに行う。

#### イ 場所

7(2)イに同じ

### (5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

### (6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

### (7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市選挙管理委員会事務局選挙課  
電話　048（829）1773　FAX　048（829）1994

## 8 契約手続等

### (1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

### (2) 契約書作成の要否

要

### (3) 議決の要否

否

## 9 その他



- (1) 契約条項等は、さいたま市選挙管理委員会事務局選挙課及びホームページにおいて閲覧できる。  
<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>
- (2) 詳細は、入札説明書による。

○公募型プロポーザル方式の手続の開始

**さいたま市告示第732号**

さいたま市子ども事務包括業務について、公募型プロポーザル方式の手続きを実施します。つきましては、次のとおり、当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

平成31年4月25日

さいたま市長 清水 勇 人

1 企画提案書の招請に付する事項

- (1) 件名  
さいたま市子ども事務包括業務
- (2) 履行場所  
さいたま市浦和区常盤6-4-4外
- (3) 業務概要  
仕様書のとおり
- (4) 履行期間  
平成31年8月1日から平成34年7月31日

2 企画提案者の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「電算」、「文書管理」又は「その他」で登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。  
ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者  
イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本告示日から企画提案書提出期限までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 平成26年度以降に、人口30万人以上の市又は特別区から同種の業務委託の受注を受け、円滑に実施した実績を有する者であること。
- (5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク（JISQ15001）付与認定又は情報セキュリティマネジメントシステム認定基準JISQ27001（ISO/IEC27001）の認定を受けている者であること。

### 3 企画提案実施要項等の交付

企画提案書の提出を希望する者に対し、企画提案実施要項等を交付するものとする。

#### (1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード（以下「ホームページ」とはこのアドレスをいう。）

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/012/p064850.html>

#### (2) 交付期間

告示の日から平成31年5月17日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）

#### (3) 交付費用

無償

### 4 質問の受付及び回答

企画提案書を提出しようとする者の企画提案に関する事項の質問について、次のとおり受付するものとする。なお、質問後は速やかに電話にて到達確認を行うこと。

#### (1) 受付期間

本告示日から平成31年5月17日（金）午後4時まで

#### (2) 受付方法

電子メール

電子メールアドレス [yoji-seisaku@city.saitama.lg.jp](mailto:yoji-seisaku@city.saitama.lg.jp)

#### (3) 質問に対する回答

平成31年5月21日（火）までにホームページで公表する。

#### (4) 確認先

電話 048（829）1885

### 5 参加意思の表明手続き

企画提案書の提出を希望する者は、参加申込及び参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、確認審査を受けていない者は、参加する資格を有しない。次のとおり参加意思の表明手続きを行わなければならない。

#### (1) 提出書類

ア 参加意思表明書

イ 参加資格を証明する書類

#### (2) 受付期間

本告示日から平成31年5月21日（火）まで（休日を除く午前9時から午後4時まで）

#### (3) 受付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市子ども未来局幼児未来部幼児政策課

担当 幼児政策係 電話 048（829）1885

#### (4) 提出方法

持参

### 6 参加資格確認通知の交付

確認審査終了後、参加資格確認通知を交付するものとする。

- ア 交付方法  
郵送とする。
- イ 交付日  
平成31年5月23日（木）に交付するものとする。
- 7 企画提案書等の提出
  - (1) 提出書類
    - ア 企画提案書 正本1部、副本12部
    - イ 企画提案実施要項に定める書類
  - (2) 受付期間  
平成31年5月24日（金）から平成31年5月31日（金）まで（休日を除く午前9時から午後4時まで）
  - (3) 受付場所  
5(3)に同じ
  - (4) 提出方法  
持参
- 8 提案内容の説明  
企画提案書の提出者は、企画提案の説明を行うものとする。なお、実施日及び場所については、参加意思を表明した者の数が確定次第、通知する（平成31年6月上旬実施予定）。
- 9 業者決定の方法  
業者の決定に当たっては、さいたま市子ども事務包括業務受託事業者選定委員会において審査を行い決定する。
- 10 本招請に関する事務を担当する課  
さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市子ども未来局幼児未来部幼児政策課  
電話 048（829）1885   FAX 048（829）2516
- 11 その他
  - (1) 本企画提案において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
  - (2) この企画提案書の提出等に係る一切の経費は、受託者の負担とする。
  - (3) 提出された企画提案書等は返却しない。
  - (4) 詳細は、企画提案実施要項による。

### さいたま市告示第737号

さいたま市立大宮東中学校外12校照明LED化・空調機設置ESCO事業について、公募型プロポーザル方式の手続きを実施します。つきましては、次のとおり企画提案書の提出を招請します。

平成31年4月25日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 企画提案書の招請に付する事項
  - (1) 件名  
さいたま市立大宮東中学校外12校照明LED化・空調機設置ESCO事業
  - (2) 履行場所

さいたま市大宮区堀の内町1-99外

(3) 事業概要

さいたま市立大宮東中学校外12校照明LED化・空調機設置ESCO事業提案募集要項（以下「募集要項」という。）のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から平成45年3月31日まで

(5) 参加形態

単体企業又は複数の企業により構成されるグループ（以下「グループ」という。）

2 企画提案書の提出者の役割に関する事項

企画提案書を提出しようとする者は、次の役割を全て担い、グループの場合は各構成員が次の役割を分担するものとする。(1)から(4)において1者以上は、さいたま市内に本店を有する業者を選定するものとする。

(1) 事業役割

本市との対応窓口となり、契約等諸手続を行い、事業全体を統括し事業遂行の責を負うものとする。

(2) 設計役割

設計に関する業務・監理に関する業務を全て実施するものとする。

(3) 建設役割

建設に関する業務を全て実施（ESCO設備については施工監理も含む。）するものとする。

(4) その他役割

上記(1)から(3)以外の維持管理及び金融等に関する業務を実施するものとする。

3 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 事業役割は、本告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

(2) 設計役割は、本告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）に登載されている者であること。

(3) 建設役割は、本告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（建設工事）に業種「建築工事業」、「電気工事業」又は「管工事業」で登載され、等級区分がS又はAで登載されている者であること。

(4) その他役割は、本告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）又は（物品納入等）に登載されている者であること。

(5) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(6) 本告示日から企画提案書提出期限までの間、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱

(平成13年さいたま市制定)若しくはさいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱(平成19年さいたま市制定)による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (7) 事業役割は、熱源改修及び運転監視又は運転指導を伴う包括的省エネルギーサービス業務を平成19年度以降に受託しかつ履行した実績を有する者であること。
- (8) 設計役割は、建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項に規定する一級建築士及び建築士法第2条第5項に規定する建築設備士、技術士法(昭和32年法律第124号)第32条に規定する技術士(建設、電気、電子、機械又は衛生工学の技術部門)又はエネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第51条第1項に規定するエネルギー管理士の資格者が所属する者であること。
- (9) 建設役割は、該当する種類の建設工事に係る建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項で規定する許可を受けた者及び建設業法第26条に基づき、恒常的に3箇月以上の雇用関係にある監理技術者等を配置することができる者であること。
- (10) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定及び更生計画の認可がなされている者は除く。
- (11) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定及び再生計画の認可がなされている者は除く。
- (12) 本事業の他の応募者の構成員と次の関係にない者であること。

ア 資本関係

会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号に規定する親会社と会社法第2条第3号に規定する子会社の関係にある者

イ 人的関係

一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合又は一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項若しくは民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている者

平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿において、一方の会社の契約締結権者が、他方の会社の契約締結権者を現に兼ねている場合。

- (13) さいたま市立中学校等照明LED化・空調機設置ESCO事業者選定支援業務に携わっている者と3(12)のア又イの関係にない者であること。

4 募集要項等の交付

(1) 交付場所

ア さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設課  
担当 計画係 電話 048(829)1642

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/012/p064856.html>

(2) 交付期間

告示の日から平成31年5月14日（火）まで（4(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

5 参加表明書及び資格確認書類の提出

企画提案書の提出を希望する者は、参加申込及び参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、確認審査を受けていない者は、参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 参加表明書

イ 募集要項に定める書類

(2) 受付期間

平成31年5月21日（火）（午前9時から午後4時まで）

(3) 受付場所

4(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参

6 参加資格確認結果通知書等の交付

確認審査終了後、参加資格確認結果通知書及び提案要請書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

4(1)アに同じ

(2) 交付日時

平成31年5月24日（金）午前9時から午後4時まで

7 参加資格の喪失

参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、参加できないものとする。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 参加表明書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

8 現場ウォークスルー調査の実施

参加資格確認結果通知書により、提案要請を受けた者に対し、現場ウォークスルー調査を実施する。なお、日時及び場所については、後日通知する。

9 企画提案書の提出

(1) 提出書類

募集要項のとおり

(2) 受付期間

平成31年6月21日（金）から平成31年6月25日（火）まで（休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 受付場所

4(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参

1 0 企画提案の評価

さいたま市立中学校等照明LED化・空調機設置ESCO事業提案評価委員会において、提案書等の内容に基づき評価を行い、最優秀提案及び優秀提案を決定する。なお、詳細は提案要請を受けた者に対し、通知する。

(1) 日時

平成31年7月上旬

(2) 結果通知

平成31年7月上旬に文書で通知する。

(3) その他

評価方法等は本市が配布する募集要項等を参照すること。

1 1 本招請に関する事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設課

電話 048(829)1642   FAX 048(829)1989

1 2 その他

(1) 本招請において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 提案書の提出等に係る一切の経費は、提案者の負担とする。

(3) 提出された企画提案書等は返却しない。

(4) 詳細は、募集要項による。

**さいたま市告示第738号**

さいたま市立岸中学校外10校照明LED化・空調機設置ESCO事業について、公募型プロポーザル方式の手続きを実施します。つきましては、次のとおり企画提案書の提出を招請します。

平成31年4月25日

さいたま市長 清水 勇 人

1 企画提案書の招請に付する事項

(1) 件名

さいたま市立岸中学校外10校照明LED化・空調機設置ESCO事業

(2) 履行場所

さいたま市南区南本町2-25-27外

(3) 事業概要

さいたま市立岸中学校外10校照明LED化・空調機設置ESCO事業提案募集要項（以下「募集要項」という。）のとおりに

(4) 履行期間

契約締結の日から平成45年3月31日まで

(5) 参加形態

単体企業又は複数の企業により構成されるグループ（以下「グループ」という。）

2 企画提案書の提出者の役割に関する事項

企画提案書を提出しようとする者は、次の役割を全て担い、グループの場合は各構成員が次の役割を分担するものとする。(1)から(4)において1者以上は、さいたま市内に本店を有する業者を選定するものとする。

(1) 事業役割

本市との対応窓口となり、契約等諸手続を行い、事業全体を統括し事業遂行の責を負うものとする。

(2) 設計役割

設計に関する業務・監理に関する業務を全て実施するものとする。

(3) 建設役割

建設に関する業務を全て実施（E S C O設備については施工監理も含む。）するものとする。

(4) その他役割

上記(1)から(3)以外の維持管理及び金融等に関する業務を実施するものとする。

3 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 事業役割は、本告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿に記載されている者であること。

(2) 設計役割は、本告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）に記載されている者であること。

(3) 建設役割は、本告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（建設工事）に業種「建築工事業」、「電気工事業」又は「管工事業」で記載され、等級区分がS又はAで記載されている者であること。

(4) その他役割は、本告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）又は（物品納入等）に記載されている者であること。

(5) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(6) 本告示日から企画提案書提出期限までの間、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）若しくはさいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(7) 事業役割は、熱源改修及び運転監視又は運転指導を伴う包括的省エネルギーサービス業務を平成19年度以降に受託しかつ履行した実績を有する者であること。

(8) 設計役割は、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士及び建築士法第2条第5項に規定する建築設備士、技術士法（昭和32年法律第124号）第32条に規定する技術士（建設、電気、電子、機械又は衛生工学の技術部門）又はエネルギーの使用の



合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第51条第1項に規定するエネルギー管理士の資格者が所属する者であること。

- (9) 建設役割は、該当する種類の建設工事に係る建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項で規定する許可を受けた者及び建設業法第26条に基づき、恒常的に3箇月以上の雇用関係にある監理技術者等を配置することができる者であること。
- (10) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定及び更生計画の認可がなされている者は除く。
- (11) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定及び再生計画の認可がなされている者は除く。
- (12) 本事業の他の応募者の構成員と次の関係にない者であること。

ア 資本関係

会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する親会社と会社法第2条第3号に規定する子会社の関係にある者

イ 人的関係

一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている者又は一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項若しくは民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている者

平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿において、一方の会社の契約締結権者が、他方の会社の契約締結権者を現に兼ねている場合。

- (13) さいたま市立中学校等照明LED化・空調機設置ESCO事業者選定支援業務に携わっている者と3(12)のア又イの関係にない者であること。

#### 4 募集要項等の交付

(1) 交付場所

ア さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設課  
担当 計画係 電話 048(829)1642

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/012/p064843.html>

(2) 交付期間

告示の日から平成31年5月14日（火）まで（4(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

#### 5 参加表明書及び資格確認書類の提出

企画提案書の提出を希望する者は、参加申込及び参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、確認審査を受けていない者は、参加する資格を有しない。

- (1) 提出書類
    - ア 参加表明書
    - イ 募集要項に定める書類
  - (2) 受付期間  
平成31年5月21日（火）（午前9時から午後4時まで）
  - (3) 受付場所  
4(1)アに同じ
  - (4) 提出方法  
持参
- 6 参加資格確認結果通知書等の交付  
確認審査終了後、参加資格確認結果通知書及び提案要請書等を交付するものとする。
- (1) 交付場所  
4(1)アに同じ
  - (2) 交付日時  
平成31年5月24日（金）午前9時から午後4時まで
- 7 参加資格の喪失  
参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、参加できないものとする。
- (1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。
  - (2) 参加表明書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。
- 8 現場ウォークスルー調査の実施  
参加資格確認結果通知書により、提案要請を受けた者に対し、現場ウォークスルー調査を実施する。なお、日時及び場所については、後日通知する。
- 9 企画提案書の提出
- (1) 提出書類  
募集要項のとおり
  - (2) 受付期間  
平成31年6月21日（金）から平成31年6月25日（火）まで（休日を除く午前9時から午後4時まで）
  - (3) 受付場所  
4(1)アに同じ
  - (4) 提出方法  
持参
- 10 企画提案の評価  
さいたま市立中学校等照明LED化・空調機設置ESCO事業提案評価委員会において、提案書等の内容に基づき評価を行い、最優秀提案及び優秀提案を決定する。なお、詳細は提案要請を受けた者に対し、通知する。
- (1) 日時  
平成31年7月上旬
  - (2) 結果通知

平成31年7月上旬に文書で通知する。

(3) その他

評価方法等は本市が配布する募集要項等を参照すること。

1.1 本招請に関する事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設課

電話 048(829)1642   FAX 048(829)1989

1.2 その他

(1) 本招請において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 提案書の提出等に係る一切の経費は、提案者の負担とする。

(3) 提出された企画提案書等は返却しない。

(4) 詳細は、募集要項による。

### さいたま市告示第739号

さいたま市立常盤中学校外13校照明LED化・空調機設置ESCO事業について、公募型プロポーザル方式の手続きを実施します。つきましては、次のとおり企画提案書の提出を招請します。

平成31年4月25日

さいたま市長 清水 勇 人

1 企画提案書の招請に付する事項

(1) 件名

さいたま市立常盤中学校外13校照明LED化・空調機設置ESCO事業

(2) 履行場所

さいたま市浦和区針ヶ谷4-1-9外

(3) 事業概要

さいたま市立常盤中学校外13校照明LED化・空調機設置ESCO事業提案募集要項（以下「募集要項」という。）のとおりに

(4) 履行期間

契約締結の日から平成45年3月31日まで

(5) 参加形態

単体企業又は複数の企業により構成されるグループ（以下「グループ」という。）

2 企画提案書の提出者の役割に関する事項

企画提案書を提出しようとする者は、次の役割を全て担い、グループの場合は各構成員が次の役割を分担するものとする。(1)から(4)において1者以上は、さいたま市内に本店を有する業者を選定するものとする。

(1) 事業役割

本市との対応窓口となり、契約等諸手続を行い、事業全体を統括し事業遂行の責を負うものとする。

(2) 設計役割

設計に関する業務・監理に関する業務を全て実施するものとする。

(3) 建設役割

建設に関する業務を全て実施（E S C O設備については施工監理も含む。）するものとする。

(4) その他役割

上記(1)から(3)以外の維持管理及び金融等に関する業務を実施するものとする。

3 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 事業役割は、本告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿に記載されている者であること。
- (2) 設計役割は、本告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）に記載されている者であること。
- (3) 建設役割は、本告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（建設工事）に業種「建築工事業」、「電気工事業」又は「管工事業」で掲載され、等級区分がS又はAで掲載されている者であること。
- (4) その他役割は、本告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）又は（物品納入等）に記載されている者であること。
- (5) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
  - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (6) 本告示日から企画提案書提出期限までの間、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）若しくはさいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (7) 事業役割は、熱源改修及び運転監視又は運転指導を伴う包括的省エネルギーサービス業務を平成19年度以降に受託しかつ履行した実績を有する者であること。
- (8) 設計役割は、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士及び建築士法第2条第5項に規定する建築設備士、技術士法（昭和32年法律第124号）第32条に規定する技術士（建設、電気、電子、機械又は衛生工学の技術部門）又はエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第51条第1項に規定するエネルギー管理士の資格者が所属する者であること。
- (9) 建設役割は、該当する種類の建設工事に係る建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項で規定する許可を受けた者及び建設業法第26条に基づき、恒常的に3箇月以上の雇用関係にある監理技術者等を配置することができる者であること。
- (10) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定及び更生計画の認可がなされている者は除く。
- (11) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなさ

れている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定及び再生計画の認可がなされている者は除く。

(12) 本事業の他の応募者の構成員と次の関係にない者であること。

ア 資本関係

会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する親会社と会社法第2条第3号に規定する子会社の関係にある者

イ 人的関係

一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている者又は一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項若しくは民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている者

平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿において、一方の会社の契約締結権者が、他方の会社の契約締結権者を現に兼ねている場合。

(13) さいたま市立中学校等照明LED化・空調機設置ESCO事業者選定支援業務に携わっている者と3(12)のア又イの関係にない者であること。

4 募集要項等の交付

(1) 交付場所

ア さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設課  
担当 計画係 電話 048(829)1642

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/012/p064854.html>

(2) 交付期間

告示の日から平成31年5月14日（火）まで（4(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

5 参加表明書及び資格確認書類の提出

企画提案書の提出を希望する者は、参加申込及び参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、確認審査を受けていない者は、参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 参加表明書

イ 募集要項に定める書類

(2) 受付期間

平成31年5月21日（火）（午前9時から午後4時まで）

(3) 受付場所

4(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参

## 6 参加資格確認結果通知書等の交付

確認審査終了後、参加資格確認結果通知書及び提案要請書等を交付するものとする。

### (1) 交付場所

4(1)アに同じ

### (2) 交付日時

平成31年5月24日(金) 午前9時から午後4時まで

## 7 参加資格の喪失

参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、参加できないものとする。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 参加表明書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

## 8 現場ウォークスルー調査の実施

参加資格確認結果通知書により、提案要請を受けた者に対し、現場ウォークスルー調査を実施する。なお、日時及び場所については、後日通知する。

## 9 企画提案書の提出

### (1) 提出書類

募集要項のとおり

### (2) 受付期間

平成31年6月21日(金) から平成31年6月25日(火) まで(休日を除く午前9時から午後4時まで)

### (3) 受付場所

4(1)アに同じ

### (4) 提出方法

持参

## 10 企画提案の評価

さいたま市立中学校等照明LED化・空調機設置ESCO事業提案評価委員会において、提案書等の内容に基づき評価を行い、最優秀提案及び優秀提案を決定する。なお、詳細は提案要請を受けた者に対し、通知する。

### (1) 日時

平成31年7月上旬

### (2) 結果通知

平成31年7月上旬に文書で通知する。

### (3) その他

評価方法等は本市が配布する募集要項等を参照すること。

## 11 本招請に関する事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設課

電話 048(829)1642   FAX 048(829)1989

## 12 その他

(1) 本招請において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 提案書の提出等に係る一切の経費は、提案者の負担とする。

- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (4) 詳細は、募集要項による。

## さいたま市告示第740号

さいたま市立宮原中学校外19校照明LED化・空調機設置ESCO事業について、公募型プロポーザル方式の手続きを実施します。つきましては、次のとおり企画提案書の提出を招請します。

平成31年4月25日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 企画提案書の招請に付する事項

- (1) 件名  
さいたま市立宮原中学校外19校照明LED化・空調機設置ESCO事業
- (2) 履行場所  
さいたま市北区宮原町4-129外
- (3) 事業概要  
さいたま市立宮原中学校外19校照明LED化・空調機設置ESCO事業提案募集要項（以下「募集要項」という。）のとおりに
- (4) 履行期間  
契約締結の日から平成45年3月31日まで
- (5) 参加形態  
単体企業又は複数の企業により構成されるグループ（以下「グループ」という。）

### 2 企画提案書の提出者の役割に関する事項

企画提案書を提出しようとする者は、次の役割を全て担い、グループの場合は各構成員が次の役割を分担するものとする。(1)から(4)において1者以上は、さいたま市内に本店を有する業者を選定するものとする。

- (1) 事業役割  
本市との対応窓口となり、契約等諸手続を行い、事業全体を統括し事業遂行の責を負うものとする。
- (2) 設計役割  
設計に関する業務・監理に関する業務を全て実施するものとする。
- (3) 建設役割  
建設に関する業務を全て実施（ESCO設備については施工監理も含む。）するものとする。
- (4) その他役割  
上記(1)から(3)以外の維持管理及び金融等に関する業務を実施するものとする。

### 3 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 事業役割は、本告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿に記載されている者であること。
- (2) 設計役割は、本告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）に記載されている者であること。

- (3) 建設役割は、本告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（建設工事）に業種「建築工事業」、「電気工事業」又は「管工事業」で登載され、等級区分がS又はAで登載されている者であること。
- (4) その他役割は、本告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）又は（物品納入等）に登載されている者であること。
- (5) 次のいずれにも該当しない者であること。
- ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (6) 本告示日から企画提案書提出期限までの間、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）若しくはさいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (7) 事業役割は、熱源改修及び運転監視又は運転指導を伴う包括的省エネルギーサービス業務を平成19年度以降に受託しかつ履行した実績を有する者であること。
- (8) 設計役割は、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士及び建築士法第2条第5項に規定する建築設備士、技術士法（昭和32年法律第124号）第32条に規定する技術士（建設、電気、電子、機械又は衛生工学の技術部門）又はエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第51条第1項に規定するエネルギー管理士の資格者が所属する者であること。
- (9) 建設役割は、該当する種類の建設工事に係る建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項で規定する許可を受けた者及び建設業法第26条に基づき、恒常的に3箇月以上の雇用関係にある監理技術者等を配置することができる者であること。
- (10) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定及び更生計画の認可がなされている者は除く。
- (11) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定及び再生計画の認可がなされている者は除く。
- (12) 本事業の他の応募者の構成員と次の関係にない者であること。
- ア 資本関係  
会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する親会社と会社法第2条第3号に規定する子会社の関係にある者
- イ 人的関係  
一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている者又は一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項若しくは民事再生法第64条第2項の規定により選任された



管財人を現に兼ねている者

平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿において、一方の会社の契約締結権者が、他方の会社の契約締結権者を現に兼ねている場合。

- (13) さいたま市立中学校等照明LED化・空調機設置ESCO事業者選定支援業務に携わっている者と3(12)のア又イの関係にない者であること。

#### 4 募集要項等の交付

##### (1) 交付場所

ア さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設課  
担当 計画係 電話 048(829)1642

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/012/p064855.html>

##### (2) 交付期間

告示の日から平成31年5月14日(火)まで(4(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く午前9時から午後4時まで)

##### (3) 交付費用

無償

#### 5 参加表明書及び資格確認書類の提出

企画提案書の提出を希望する者は、参加申込及び参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、確認審査を受けていない者は、参加する資格を有しない。

##### (1) 提出書類

ア 参加表明書

イ 募集要項に定める書類

##### (2) 受付期間

平成31年5月21日(火)(午前9時から午後4時まで)

##### (3) 受付場所

4(1)アに同じ

##### (4) 提出方法

持参

#### 6 参加資格確認結果通知書等の交付

確認審査終了後、参加資格確認結果通知書及び提案要請書等を交付するものとする。

##### (1) 交付場所

4(1)アに同じ

##### (2) 交付日時

平成31年5月24日(金)午前9時から午後4時まで

#### 7 参加資格の喪失

参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、参加できないものとする。

- (1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

- (2) 参加表明書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。
- 8 現場ウォークスルー調査の実施  
参加資格確認結果通知書により、提案要請を受けた者に対し、現場ウォークスルー調査を実施する。なお、日時及び場所については、後日通知する。
- 9 企画提案書の提出
- (1) 提出書類  
募集要項のとおり
- (2) 受付期間  
平成31年6月21日（金）から平成31年6月25日（火）まで（休日を除く午前9時から午後4時まで）
- (3) 受付場所  
4(1)アに同じ
- (4) 提出方法  
持参
- 10 企画提案の評価  
さいたま市立中学校等照明LED化・空調機設置ESCO事業提案評価委員会において、提案書等の内容に基づき評価を行い、最優秀提案及び優秀提案を決定する。なお、詳細は提案要請を受けた者に対し、通知する。
- (1) 日時  
平成31年7月上旬
- (2) 結果通知  
平成31年7月上旬に文書で通知する。
- (3) その他  
評価方法等は本市が配布する募集要項等を参照すること。
- 11 本招請に関する事務を担当する課  
さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設課  
電話 048（829）1642   FAX 048（829）1989
- 12 その他
- (1) 本招請において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提案書の提出等に係る一切の経費は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (4) 詳細は、募集要項による。

〔水道局〕

○特定調達契約に係る一般競争入札の公告

**さいたま市水道局公告（調達）第12号**

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和元年5月7日

## 1 競争入札に付する事項

### (1) 件名及び数量

- ア 水道メーターの購入（その1） 10,270個（平型20mm）
- イ 水道メーターの購入（その2） 10,270個（平型20mm）
- ウ 水道メーターの購入（その3） 10,270個（平型20mm）
- エ 水道メーターの購入（その4） 10,270個（平型20mm）

### (2) 納入場所

さいたま市中央区下落合4-14-14 メーター管理倉庫

### (3) 特質

入札説明書のとおり

### (4) 納入期限

令和元年8月30日

## 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 平成31年度さいたま市の特定調達契約に係る物品納入等の競争入札の参加資格に関する審査を受け、営業種目「計量・計測機械器具」の資格を有すると認められた者であること。なお、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に同営業種目で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該営業種目について登載がない者を含む。）は、さいたま市水道局業務部管財課に所定の様式により、令和元年5月21日（火）までに資格審査の申請を行うこと。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市水道局物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成20年さいたま市水道局制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 仕様書に示した特質等を有する物品を納入できる者であること。

- (5) 日本国内において物品調達に係る検査を行うことができ、契約担当者の求めにより当局職員の立会いのもとに検査に応じられる者であること。

- (6) 納入する物品に係るアフターサービスを発注担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

## 3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

- (1) 交付場所

ア さいたま市浦和区常盤 6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課

担当 契約係 電話 048(714)3080

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/001/006/002/050/007/p064663.html>

(2) 交付期間

公告の日から令和元年5月27日(月)まで(3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 仕様書の貸出

本入札に参加を希望する者は、次により仕様書の貸出を行うものとする。

(1) 提出書類

水道局仕様書貸出申請書

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

ア 受領期限

3(2)に同じ

イ 送付先

〒330-8532 さいたま市浦和区常盤 6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課

(6) その他

郵送希望者については、水道局仕様書貸出申請書の提出時において返信用封筒(角形2号封筒又はこれに類する寸法のもの)に140円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、競争入札に付する購入物品ごとに入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

- (3) 受付場所  
3(1)アに同じ
- (4) 提出方法  
持参
- 6 競争入札参加資格確認結果通知書の交付  
確認審査終了後、競争入札に付する購入物品ごとに競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
- (1) 交付場所  
3(1)アに同じ
- (2) 交付日時  
令和元年6月6日(木)及び令和元年6月7日(金)午前9時から午後4時まで
- (3) その他  
郵送希望者については、5の書類提出時において競争入札に付する購入物品ごとの返信用封筒(角形2号封筒又はこれに類する寸法のもの)に140円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。
- 7 入札手続等
- (1) 入札方法  
競争入札に付する購入物品ごとに総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先
- ア 受領期限  
令和元年6月18日(火)書留郵便(簡易書留郵便を含む。)により提出すること。
- イ 送付先  
4(5)イに同じ
- (3) 入札の日時及び場所
- ア 日時
- |     |          |                      |
|-----|----------|----------------------|
| (ア) | 1(1)アの物品 | 令和元年6月20日(木)午前9時30分  |
| (イ) | 1(1)イの物品 | 令和元年6月20日(木)午前9時40分  |
| (ウ) | 1(1)ウの物品 | 令和元年6月20日(木)午前9時50分  |
| (エ) | 1(1)エの物品 | 令和元年6月20日(木)午前10時00分 |
- イ 場所  
さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局水道庁舎入札室
- (4) 入札保証金  
競争入札に付する購入物品ごとに見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市水道局契約事務規程(平成13年水道部企業管理規程第34号、以下「契約事務規程」という。)第22条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和元年6月20日(木)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

契約事務規程第24条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

契約事務規程第27条及びさいたま市水道局特定調達契約に係る競争入札参加者心得(平成15年さいたま市水道局制定)第15条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課

電話 048(714)3080 FAX 048(832)3336

(9) 業務を担当する課

さいたま市北区東大成町2-445-1 さいたま市水道局業務部給水装置課

電話 048(788)2749 FAX 048(669)2260

8 契約手続等

(1) 契約保証金

落札者となった購入物品ごとに契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、契約事務規程第6条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

(4) 今後調達が予定される物品の件名及び入札予定時期

ア 水道メーター 平型20mm 令和元年12月頃

イ 水道メーター リモート式20mm 令和元年12月頃

ウ 水道メーター 電子式20mm 令和元年12月頃

9 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所

ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市水道局業務部管財課において無償で交付する。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請場所

さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課

電話 048(714)3080 FAX 048(832)3336

#### ウ 受付時間

休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

- (3) 契約条項等（契約事務規程等）は、さいたま市水道局業務部管財課において閲覧できる。
- (4) 詳細は、入札説明書による。

#### 10 Summary

##### (1) Contract for tender:

- a Digital water meters 20 mm (new) 10,270 units
- b Digital water meters 20 mm (new) 10,270 units
- c Digital water meters 20 mm (new) 10,270 units
- d Digital water meters 20 mm (new) 10,270 units

##### (2) Date and time of tender:

- a June 20th, 2019, 9:30 a.m.
- b June 20th, 2019, 9:40 a.m.
- c June 20th, 2019, 9:50 a.m.
- d June 20th, 2019, 10:00 a.m.

##### (3) Contact point for the notice:

Contract Section, Property Management Division, Department of Operation,  
Saitama City Waterworks Bureau  
6-14-16, Tokiwa, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture, 330-8532, Japan  
Tel: 048-714-3080

### さいたま市水道局公告（調達）第13号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和元年5月7日

さいたま市水道事業管理者 森田 治

#### 1 競争入札に付する事項

##### (1) 件名及び数量

逆流防止弁付水道メーターパッキンの購入 54,930個

##### (2) 納入場所

さいたま市中央区下落合4-14-14 メーター管理倉庫

##### (3) 特質

入札説明書のとおり

##### (4) 納入期限

令和元年8月30日

#### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 平成31年度さいたま市の特定調達契約に係る物品納入等の競争入札の参加資格に関する審査を受け、営業種目「水道資材」の資格を有すると認められた者であること。なお、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に同営業種目

で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該営業種目について登載がない者を含む。）は、さいたま市水道局業務部管財課に所定の様式により、令和元年5月21日（火）までに資格審査の申請を行うこと。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市水道局物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成20年さいたま市水道局制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 仕様書に示した特質等を有する物品を納入できる者であること。

(5) 日本国内において物品調達に係る検査を行うことができ、契約担当者の求めにより当局職員の立ち合いのもとに検査に応じられる者であること。

(6) 納入する物品に係るアフターサービスを発注担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

### 3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

ア さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課  
担当 契約係 電話 048(714)3080

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/001/006/002/050/007/p064663.html>

(2) 交付期間

公告の日から令和元年5月27日（月）まで（3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

### 4 仕様書の貸出

本入札に参加を希望する者は、次により仕様書の貸出を行うものとする。

(1) 提出書類

水道局仕様書貸出申請書

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)アに同じ



- (4) 提出方法  
持参又は郵送
- (5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先
- ア 受領期限  
3(2)に同じ
- イ 送付先  
〒330-8532 さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課
- (6) その他  
郵送希望者については、水道局仕様書貸出申請書の提出時において返信用封筒（角形2号封筒又はこれに類する寸法のもの）に140円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。
- 5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出  
本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。
- (1) 提出書類
- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類
- (2) 受付期間  
3(2)に同じ
- (3) 受付場所  
3(1)アに同じ
- (4) 提出方法  
持参
- 6 競争入札参加資格確認結果通知書の交付  
確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
- (1) 交付場所  
3(1)アに同じ
- (2) 交付日時  
令和元年6月6日（木）及び令和元年6月7日（金）午前9時から午後4時まで
- (3) その他  
郵送希望者については、5の書類提出時において返信用封筒（角形2号封筒又はこれに類する寸法のもの）に140円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。
- 7 入札手続等
- (1) 入札方法  
総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税

事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和元年6月18日（火）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

4(5)イに同じ

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和元年6月20日（木）午前10時20分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局水道庁舎入札室

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市水道局契約事務規程（平成13年水道部企業管理規程第34号、以下「契約事務規程」という。）第22条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和元年6月20日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

契約事務規程第24条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

契約事務規程第27条及びさいたま市水道局特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成15年さいたま市水道局制定）第15条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課

電話 048(714)3080 FAX 048(832)3336

(9) 業務を担当する課

さいたま市北区東大成町2-445-1 さいたま市水道局業務部給水装置課

電話 048(788)2749 FAX 048(669)2260

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、契約事務規程第6条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所

ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市水道局業務部管財課において無償で交付する。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請場所

さいたま市浦和区常盤 6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課

電話 048(714)3080 FAX 048(832)3336

ウ 受付時間

休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 契約条項等（契約事務規程等）は、さいたま市水道局業務部管財課において閲覧できる。

(4) 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Contract for tender:

Check Valve with Water Meter Packing, 54,930 units

(2) Date and time of tender:

June 20th, 2019, 10:20 a.m.

(3) Contact point for the notice:

Contract Section, Property Management Division, Department of Operation,  
Saitama City Waterworks Bureau

6-14-16, Tokiwa, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330-8532, Japan

Tel: 048-714-3080